

サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額について

令和9年3月31日までに、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅が新築された場合、固定資産税が減額となる制度があります。

適用条件や申請手続きについてご案内します。

1 適用となるサービス付き高齢者向け住宅は…

- (1) 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき認定されたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅であること
- (2) 平成27年4月1日から令和9年3月31日までの間に新築されたものであること
- (3) 耐火建築物・準耐火建築物・その他総務省例で定める防火構造であること
- (4) 国または地方公共団体から地方税法に規定する建築費の補助を受けていること
- (5) 高齢者居住安定確保法第7条2項に規定する住宅登録簿に登録されている戸数が10戸以上であること
- (6) 1戸あたりの床面積が30㎡以上160㎡以下であること
※居住部分の床面積の割合が、全体の2分の1以上であること
※各戸の床面積の他に建物の共有部分(玄関・ロビー・階段室・廊下等)の床面積を各戸の床面積割合によって案分したうえで合算したもの

2 減額内容は…

- (1) 新築した次の年から5年度分が減額されます。
- (2) 1戸の床面積120㎡までの固定資産税が、3分の1に減額されます。
※1戸の床面積が120㎡を超える場合は、120㎡相当分が減額されます。

3 必要書類と申請方法は…

(1) 必要書類

- ・減額申請書
- ・高齢者居住安定確保法第 7 条第 1 項の登録を受けたことを証する書類及び登録の中身を証する書類の写し
- ・国または地方公共団体より補助を受けたことを証する書類の写し(補助金交付決定通知書等)
- ・耐火建築物・準耐火建築物・その他総務省令で定める防火構造であることを証する書類の写し(建築確認申請書の写し等)

(2) 申請時期・申請先

新築された年の翌年 1 月 31 日までに、書類をそろえて資産税課まで提出してください。

【問い合わせ先】

小山市役所 資産税課 家屋係

☎0285-22-9434